

平成28年2月10日

各位

太陽生命保険株式会社  
代表取締役社長 田中 勝英  
東京都中央区日本橋2丁目7番1号

## 太陽生命、「働けなくなったときの保険」を発売！ ～「保険組曲Best」がさらに進化！～

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社（代表取締役社長：田中勝英）は、働けなくなったときの収入減などの不安に備える新商品「働けなくなったときの保険」を平成28年3月に発売いたしますので、お知らせいたします。

病気やケガ、親の介護等により働けなくなったときの収入減や日々の生活費負担などに不安を感じる人が多くなっています。生命保険文化センターの調査では、実に約8割もの多くの方が世帯主が就労不能になったときの生活資金に対する経済的備えについて不安を感じている<sup>(※1)</sup>との結果が出ています。また、女性の社会進出にともなって、女性の収入が家計に占める割合も大きくなってきています。

太陽生命は、働けなくなったときに早期に給付金をお支払いすることで、このような不安に備えてご安心いただける保険商品を開発しました。

三大疾病やケガなどを原因とした所定の就業不能状態が30日継続すれば給付金をお支払いいたします。また、所定の就業不能状態が30日継続するごとに150日まで最大5回、給付金をお支払いいたします。さらに、所定の就業不能状態が180日継続したときには「就業不能年金」もお支払いいたします。

大変ご好評をいただいている当社の主力商品「保険組曲Best」<sup>(※)</sup>は、この商品がラインアップに加わることで、さらに多くのリスクに備えていただける保険に進化いたしました。

(※)「保険組曲Best」は、万が一の生活保障「生活応援保険」や三大疾病を手厚く保障する「特定疾病治療保険」をラインアップに加えるなど平成20年10月の発売以降進化を続け、様々なお客さまのニーズにお応えしてきました。おかげさまで「保険組曲Best」は発売以来、累計販売件数が200万件を超え<sup>(※2)</sup>、大変多くのお客さまにご好評いただいております。

太陽生命は、時代の変化を先取りして、ご家庭のお客さまのニーズに合った最先端の商品を提供することで、お客さまに愛される生命保険会社を目指してまいります。

(※1) 公益財団法人 生命保険文化センター「平成27年度生命保険に関する全国実態調査」

「世帯主が就労不能となった場合の必要生活資金に対する安心感・不安感」のうち、『不安』（「非常に不安である」「少し不安である」の合計）の割合

(※2) 平成27年10月28日付ニュースリリース「太陽生命の『保険組曲Best』累計販売件数が200万件達成！」参照

## 1. 特長

### 特長 1 30日目からの早期保障で安心!

(特定疾病・傷害早期就業不能給付金)

三大疾病（がん・上皮内がん等、急性心筋梗塞、脳卒中）や不慮の事故による傷害を原因として、入院または太陽生命所定の就業不能状態が30日継続した場合に給付金をお支払いします！また、所定の就業不能状態が30日継続するごとに150日継続まで（累計5回）給付金をお支払いします！

### 特長 2 長期の就業不能や万一の場合にも安心!

(就業不能年金・遺族年金・高度障害年金)

公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき、または、太陽生命所定の就業不能状態が180日継続したときに年金をお支払いします！もちろん「万一（死亡・高度障害）の場合」も保障します！

## 2. 仕組み

### 特定疾病・傷害早期就業不能給付金

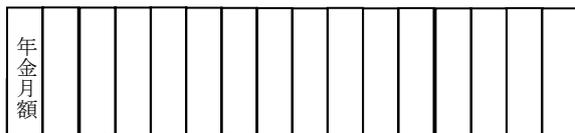
の支払事由に該当した場合



30日継続するごとにお支払い（最大5回）

所定の就業不能状態が180日継続した場合、または、公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けた場合

年金月額を所定期間までお支払い



- ・特定疾病・傷害早期就業不能給付金
- ・就業不能年金
- ・遺族年金、高度障害年金

← 保険期間・保険料払込期間 →

## 3. 保険料例

### [契約例]

- ・年金月額：20万円、最低支払保証期間5年

（特定疾病・傷害早期就業不能給付金：年金月額20万円  
就業不能年金：年金月額20万円、遺族年金・高度障害年金：年金月額20万円）

契約年齢	年金支払満了年齢	男性	女性
20歳	50歳	7,720円	6,020円
30歳	55歳	8,680円	6,680円
40歳	60歳	11,620円	7,980円
50歳	65歳	16,900円	10,160円

(※)上記保険料は割引前の口座月払保険料です。

ご契約いただく保障内容等により、各種割引制度が適用となる場合があります。

#### 4. 保障内容

名称	お支払事由
特定疾病・傷害 早期就業不能 給付金	<p>被保険者が保険期間中に、次のすべてに該当したとき</p> <p>① 責任開始期以後に生じた、つぎのいずれかが原因となっているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪性新生物または上皮内新生物等に罹患し、医師によって診断確定されたとき</li> <li>・急性心筋梗塞または脳卒中を発病したとき</li> <li>・不慮の事故を直接の原因として、傷害を受けたとき</li> </ul> <p>② ①を原因として、つぎのいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の就業不能状態に該当すると医師に診断されたとき</li> <li>・治療を目的とした病院または診療所における入院であるとき</li> </ul> <p>③ ②の状態が、その該当した日から起算して継続して30日、60日、90日、120日または150日あるとき</p>
就業不能年金	<p>被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき</p> <p>① 所定の就業不能状態に該当し、その該当した日から起算して継続して180日あると医師により診断されたとき</p> <p>② 公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定されたとき</p>
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき
高度障害年金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態に該当したとき

(※)所定の就業不能状態とは、被保険者が仕事をできるかどうかを基準として判断するものではありません。

#### 5. ご契約のお取り扱い

加入年齢範囲	15歳～75歳(※)
保険期間	50歳満了～85歳満了(※)
最低支払保証期間	5年または10年
年金月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15歳～59歳：最低年金月額3万円より1万円単位</li> <li>・60歳～75歳：最低年金月額1万円より1万円単位</li> </ul>
指定契約の組合せ	<p>単体では加入できません。</p> <p>特定の指定契約と組み合わせる必要があります。</p>

(※)最低支払保証期間・性別・保険期間等によって異なります。

以上

このニュースリリースは商品の概要を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。